

京 都 大 学 公 印 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(公印の作成等)</p> <p>第3条 公印の作成、改刻又は廃止は、次条から第6条までの規定により、次に掲げる公印の区分に応じ、当該各号に掲げる者（以下「公印制定者」という。）が行うものとする。</p> <p>(1) 国立大学法人京都大学及び京都大学の印、 総長、学長、理事及び監事の印 総務部総務課長</p> <p>(2) 副学長の印 教育推進・学生支援部学生課長</p> <p>(3) 事務本部の所掌に係る公印 当該部長が指定する課長若しくは室長、総長オフィス長、プロボストオフィス長、CFO オフィス長、監事支援室長又は不正防止実施本部事務室長</p> <p>(4) 別表の種類欄に掲げる公印のうち前3号に掲げる公印以外の公印 当該公印を作成、改刻又は廃止する共通事務部の事務部長又は部局の事務部長若しくは事務長</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(公印の作成等)</p> <p>第3条</p> <p>(1)</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(3)</p> <p>(4) 別表の種類欄に掲げる公印のうち前3号に掲げる公印以外の公印 当該公印を作成、改刻又は廃止する共通事務部の事務部長又は部局の事務部長若しくは事務長 <u>(当該部局に部局事務部又は部局事務室を置いていない場合にあつては、当該部局の長)</u></p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則 (令和6年12月総長裁定)</p> <p>この規程は、令和7年1月1日から施行する。</p>